

## 第2予算審査特別委員会（第3日目）

H25.3.15（金）10：00～

第一委員会室

開 会 10：00

委員長

おはようございます。

### 委員動静報告

委員長

ただいまの出席委員数は9名であります。  
これより本日の会議を開きます。

### 議案第2号 平成25年度滝川市国民健康保険特別会計予算

委員長

議案第2号 平成25年度滝川市国民健康保険特別会計予算について説明を求めます。

（「資料要求したい」と言う声あり）

委員長

清水委員どうぞ。

清 水

国保で道内35市との比較がわかる資料ということで、以前は例年出していたと思うのですが、横版の1人当たりの調定額、医療費、収納率、そのようなことが書かれている資料です。

委員長

今の説明で資料内容わかりましたか。資料用意できますか。

寺嶋副主幹

委員会中ということなのでしょう。

（何事か言う声あり）

委員長

できるかできないか言ってもらえれば

寺嶋副主幹

ちょっと時間がかかりそうなのですけれども、もしかしたら委員会中は難しいかもしれません。申しわけありません。

（「討論までに」と言う声あり）

寺嶋副主幹

はい、わかりました。

委員長

所管で対応可能ということですので、清水委員から要求がありました1件について本委員会として要求することよろしいですか。

（異議なしの声あり）

所管におかれましては、資料は後ほど机上配付するということをお願いします。それでは、改めまして説明を求めます。

（議案第2号を説明する。）

伊藤参事

（議案第2号の詳細を説明する。）

榎木課長

委員長

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

三 上

まず、1点目は、今回の新規事業になっております特定健診自己負担金の無料化ということなのですが、受診率がなかなか上がっていないという実態があって、無料化することによってどの程度受診率が上がってくと見込んでいるのか伺いたいと思います。

それと、以前の委員会でもあったかと思うのですが、徴収窓口の拡大ということでコンビニでの支払い、これは25年度検討されるのか、これから進めるのか、それを伺いたいと思います。

3点目は、納税の督促の電話システムというのがあったかと思うのですが、これについても25年度検討を進めていくのかどうかということ伺いたいと思います。

3点です。

寺嶋副主幹 1 番目にご質疑いただきました特定健診の受診率の関係なのですけれども、特定健診の受診率は開始した平成20年が27パーセント、その後下がり続けまして、23年度は19.9まで下がっています。ただ、行政として何もせずに下がったのではなく、受診率の高い市の行動を確認しながら参考にしつつ、よいと思われることについては実施してきております。ただ、それが結果として数字に結びついていないような状況にあります。今目標としている数字は、近いうちに19.9だった受診率を30パーセントまで引き上げまして、最終的には国の目標である60パーセントまで何とか持っていきたいと考えております。

以上です。

越前副主幹 コンビニ収納の導入についてのご質疑だったのですが、コンビニ収納については近年多くの自治体で採用されている収納方法であります。費用対効果等を考慮して導入を検討しなければならないと考えております。具体的には、システム構築ですとか手数料の負担等さまざまあるのですけれども、その中で住民サービスが向上しますけれども、収納率の向上には結びつかないという状況も考えまして、今後も情報の収集、調査検討を継続していきたいと思っております。

以上です。

鎌田課長 コンビニの関係で若干補足しますけれども、25年度当初の導入ということでご質疑いただきましたので、検討を続けるというようなことで、25年度当初からの導入ということは、現状ではまだ検討を継続する段階で、導入するということには今のところは考えておりません。

続きまして、電話システムの関係でございます。三上委員さんおっしゃられているのは恐らく、アウトソーシングして一部電話による督促、催告等を行っている自治体、北海道ですとたしか1カ所ぐらいしかまだ行われていないのかなと私のほうでは把握してございます。当然守秘義務等の問題もございまして、外部にその情報をアウトソーシングするというのは難しい部分が多々あると思うわけでございます。現状においては、夜職員のほうでこの部分についても対応していくというようなことで考えてございますので、平成25年度におきましてはこの部分についてアウトソーシングするというような考えはございません。

以上です。

三 上 特定健診の受診率向上に向けてなのですけれども、いろいろ努力されているとは思いますが、23年度に19.9ということで下がり、またそこから30パーセントまで25年度持っていきたいということでもよろしいのですか。

寺嶋副主幹 一番最初にまず19.9から25に持っていきまして、それから行く行くは30、60ということで考えております。

委員 長 ほかに質疑ございますか。

水 口 私のほうから1点質疑をさせていただきます。歳入の部分の基金繰り入れの関係なのですが、今回24年度の補正で九千何がしの基金繰り入れがあって、これは確定に伴う繰り入れですという説明だったような記憶をしていますが、まず当初では1,000円ということですが、当初の段階で例えば25年度ですとどれぐらいの繰り入れはあるなというようなある程度の予定を立てて、予想を立てているのかどうかということがまず1点と、それとこの基金、たしか参考資料では3億円ぐらいの残というように出ておりますが、24年度九千何がしを繰り入れるというようなことになると、もしまた25年度も同じような額が続

くとすると基金の残が枯渇をするというようなことも想定されるのですが、その点についてどのように検討されているのかお尋ねします。

榎木課長 基金の関係でございますけれども、平成24年、補正予算がございまして九千四百幾ら、基金のほうを補正したわけでございますけれども、こちらにつきましてはこれからの医療費の動向、また国、道からの財政調整交付金、また特別調整交付金などの収入状況を見る中で、そして実際にはその状況を見た後に必要とする経費を取り崩すということになります。平成25年度につきまして、当初からの予定といたしましては、基金の取り崩しというものはしないでいけるということでの予算を組んでございます。

水 口 以上でございます。

水 口 そうしたら私が勉強不足ということになるのですけれども、24年度で今回9,400万円を繰り入れまして、ということは24年度で当初は1,000円ですと、25年度も当初は1,000円ですと、24年度は今の3月の段階で九千何がしを繰り入れたけれども、最終、いわゆる決算の段階では繰り入れは最終的にもっと減りますと、25年度は今のところ例えば3月の事業確定による補正でも基金を繰り入れなくても決算を迎えられると、そういうふうに確認してよろしいですか。

榎木課長 平成25年度の基金繰り入れ、今1,000円ということやっていけるということでの予算を立ててございますけれども、平成25年度、今後医療費がどのように推移していくのか、また歳入の面でもどのように変化していくのかということで、毎年のように次年の3月になりましたときにその状況を見た中で判断して行っているという状況でございます。

水 口 ということは、その年の国保の使われ方とか、それによっても全然状況が変わってくるから、当初ではなかなか見通しがつかないと、ある程度結果が見えてきた段階で最終的にどう決算に向かって歳入と歳出を整えるかという中で基金というのが使われてくると、それというのは例えば先ほども質疑の中に入れていましたけれども、3億円ぐらいの基金があればこの先十分に見通しとしてはつく判断してよろしいのでしょうか。

寺嶋副主幹 今水口委員からご質疑ありましたが、平成15年度なのでございますけれども、そのときには単年度収支で約1億8,000万円赤字だった経緯もありますので、今の基金残高が十分だ、複数年に対応できる基金だということは言えないと思います。

榎木課長 以上です。

榎木課長 今現在あります約3億700万円の基金でございますけれども、これは1つは平成17年度から高い収納率、これによる税金、そしてそれによる国からの調整交付金のペナルティ解除、こういったものがまず1番目、その次に、順番ではありませんけれども、経営努力による特別調整交付金、経営姿勢分、今のところ5年ほどもらっていますけれども、去年は4,600万円いただいています。平成18年及び平成20年4月から施行されました保険財政共同安定化事業、あと前期高齢者医療制度、こういったものが滝川市にはプラスに働いているという部分がございます。その影響もありまして今回基金がこれだけできたという状況でございます。ただ、現在は過去の交付金の精算、また今後後期高齢者支援金、介護納付金の伸び、医療費の診療報酬の改定、介護報酬の改定などございます。ほかにも改革などもございまして、今後については基金がそのまま推移するのか、取り崩していくような形になることも十分考えられるところでございます。

委員長 ほかにも質疑ございますか。

山 本

三上委員と重なるのですけれども、特定健診の受診率向上に努力されるというお話を今お聞きしましたのですけれども、その健診に行かない方の原因調査ということはされたのか、まず1点お伺いをしておきたいと思います。

それと、167ページです。国からの普通調整交付金の関係で、道のほうは先ほど7パーセントから9パーセントになっているとパーセンテージをお聞きしたのですけれども、国のほうの率の変化というのはどのようになっているかお伺いをしておきたいと思います。

以上です。

寺嶋副主幹

今ご質疑いただいた関係なのですが、特定健診に行かない方ということなのですけれども、主に特定健診の勧奨というのは保健師が受けませんかということとで電話することで行っております。それで断られるというか、私はいいですという要因に挙げられるのが今病院にかかっていると、病院にかかっているので、わざわざ受診しなくてもいいですというケースが非常に多いのです。このことに関しては、対応としまして、無理に勧めると市民の方ももう結構ですと言われるパターンが多いので、無理には勧めていないのです。ただ、病院で受ける検査とは違った項目についても特定健診ではやっていますので、ぜひ一度いかがですかというような形で、余りしつこくせずに勧奨しながら行っているところとです。健診を受けることでふだんは気づかない部分の体の異変に気づいたりですとか、そういったメリットもありますので、そういったことを紹介しながらソフトに勧奨するという形で今対応しているところとです。

以上です。

金子主査

調整交付金のことなのですけれども、北海道の調整交付金は7パーセントから9パーセントに上がりました。これは、国からの療養給付費負担金、これが34パーセントから32パーセントに率が減らされたことに伴うものでございます。国の調整交付金については、全く率の変更はございません。国から地方に対する税源移譲の一環として行われていることで、2パーセントについて税源の移譲をされたという内容でございます。

委員 長  
清 水

ほかに質疑ございますか。

まず1点目、歳入54億7,374万2,000円の中で保険税額は8億9,951万3,000円と。国の負担は幾らかということで、国庫支出金、道支出金、繰入金、これは書かれています。ただ、それも明確に書かれているわけでない部分もありますので、その他合わせて金額、また歳入に占めるパーセントでお伺いをいたします。

2点目は、ただいまの水口委員の質疑ともかかわりますが、170ページに繰越金がありますけれども、これが結局補正で組んだ基金繰り出しのうち幾ら残るかも含めてここに出てくると思うのですが、繰越金の確定時期はいつごろかということ、まず確定時期をお伺いします。その時点で、基金から出したということもあり、それは基金に戻すのだらうと思うのですが、その流れをお伺いをいたします。

3点目、保険税に関してお聞きをいたします。まず、全加入世帯6,911世帯のうち給与収入のみの世帯について何世帯、また年金収入のみの世帯、これが何世帯かと、当然両方の収入があるという世帯もあると思うのですが、この2つの方々が何世帯いらっしゃるのかお伺いします。

4点目は、6,911世帯中、予算に向かう現時点で収入がゼロと、つまり年金がない、そして失業手当もない、貯金は幾らかあるのか、そこまでは問いませんが、

収入がゼロの世帯が何世帯ぐらいあるのかと。

5点目ですが、法定軽減の7割軽減の世帯は所得が33万円以下と、そのうち1人世帯の場合は年金でいうと153万円以下、賃金でいうと98万円以下、年金と賃金が混合している場合を除けばなると。世帯2人以上の場合では、2人とも年金の場合は273万円以下、2人とも賃金の場合163万円以下になるわけですよ、私の試算では、この方たちが医療分で2,968世帯、4,115人、混合の場合も含めていらっしゃると。こういう低所得者の方々がたくさんいるわけですが、この中で最も厳しい事例というのは賃金だけの世帯、つまり共稼ぎで163万円以下、これで7割軽減で、しかも税も払っておられますから、こういう方たちが何世帯、何人いるのかということでお伺いをいたします。

6点目、法定2割軽減についてもお伺いいたしますが、これは1,154世帯で1,986人です。賃金だけの世帯についていえば、1世帯当たり133万円以下の所得と、2人共稼ぎでは1人の賃金収入の場合で163万円、共稼ぎで233万円以下になるわけですが、こういった世帯が何世帯あるかということでお伺いいたします。

7点目として、滞納者について伺います。滞納総額は2億6,625万6,000円となっております。世帯数でお伺いします。

8点目、資格証明書の発行世帯、短期証の発行世帯数を伺います。

9点目として、滞納処分数を伺います。

10点目として、執行停止数と内訳を伺います。

11点目として、消滅の件数を伺います。

12点目として、滞納処分の方法別件数、金額について、まず1番目として年金、給与の直接差し押さえ、2番目として預金口座差し押さえ、3番目として不動産差し押さえ、4番目として動産差し押さえについて伺います。

13点目で、無保険者について伺います。無保険者についてどのように把握されていますか。無保険者の方は、手続をして国保に入られる方々がほとんどだと思いますが、無保険の方が国保に加入した瞬間、最長3年前までさかのぼって徴収されるということで大変厳しい制度にもなっておりますが、無保険者が今年度新たに保険徴収に入ってくる適用見込み数、または見込みがわからなければ実績でお伺いしたいと思えます。

この方たちは、病院には行くわけです。行かないと重症化して亡くなるという事例がたくさんありますが、この方たちをきちんと発見をして保険に入っただけということが大変大事な業務だと思うのですが、いろんな方法があると思えますが、そのうち病院へ行って10割負担するわけです。こういう方々について、病院、診療所あるいはその他の機関から連絡をもらうシステムというのはあるのか、またつukれないのかということでお伺いします。

15点目は、保険料の減免制度です。保険税の減免件数、相談数、また滞納者について積極的に保険税の減免制度を提案していくのかということでお伺いします。

16点目は、窓口一時負担の減免についても見込み、相談、実施ということでお伺いいたします。

以上、質疑といたします。

寺嶋副主幹

清水委員から今ご質疑いただきました関係で1点目です。国の負担についてということなのですが、国庫支出金、道支出金、繰入金合わせまして19億4,238万4,000円となっております。パーセンテージでいいますと35.5パーセントほど

になります。

続きまして、2点目なのですが、繰入金について、その確定時期ということで、その時点というのは5月末ということになります。それで、この繰越金につきましては基金条例でうたっている部分がありまして、第4条第3項なのですが、国民健康保険基金の積み立てには国民健康保険特別会計の毎年度の決算剰余金の2分の1以上の額を当該基金の総額が決算を終了した日の属する年度の初日現在において国民健康保険税相当額に達するまで行うものとなっておりますので、23年度の決算で申し上げますと、300万円を基金に積み立てまして228万3,000円を繰り越したということになります。

続きまして、3点目の保険税なのですが、抽出したのが1月10日なのですが、7,583世帯中、給与所得が2,350世帯、年金含むその他所得が2,748世帯になります。

続きまして、4点目、6,911世帯中ということで、これも抽出条件1月10日なのですが、7,583世帯中、所得ゼロの世帯は1,657世帯になっております。

それと、5点目なのですが、6点目と同じような形になるのですが、賃金のみ世帯という形で把握はしておりませんので、申しわけありません。よろしくお願ひします。

それと、あと7点目の滞納者なのですが、世帯数です。平成25年3月1日現在で1,097世帯となります。

それから、8点目です。資格証明書、短期証発行数ということで、25年3月1日現在の数字ですが、資格証71件、短期証456件となっております。

越前副主幹

9点目の質疑、滞納処分数なのですが、平成24年2月末で203件となっております。

10点目と11点目のご質疑なのですが、中身のほうをまとめて答えさせていただきたいと思うのですが、よろしいでしょうか。まず、執行停止数と内訳、財産、窮迫、不明となっていて、その中で執行停止3年、即時消滅は何件なのかということなのですが、執行停止数と即時消滅数については23年度末の数字でお答えさせていただきたいと思うのですが、執行停止3年は429件、即時消滅は336件となっております。

執行停止の件数なのですが、財産、窮迫、不明による執行停止件数といったしまして、今現在の数字といたしまして全体で34件です。滞納処分することができる財産がない方というのが2件、それと生活を窮迫させるおそれがある方というのが32件、所在不明の方がゼロ件となっております。滞納処分方法別件数、金額についてのご質疑だったので、平成24年2月末の数字で、まず年金、給与直接の差し押さえということで、年金については1件で3万5,700円となっております。給与については18件、29万3,753円となっております。預金口座につきましては146件、344万149円。不動産、動産の差し押さえはございません。

以上です。

寺嶋副主幹

私から13点目の無保険者について回答させていただきます。無保険者なのですが、先ほど清水委員がおっしゃられましたように、遡及賦課は3年ということで、資格は適用除外期間を除き遡及することになっております。ただ、国保はあくまでも申告をいただいてからご加入いただく制度ですので、こちらから積極的に無保険者を把握することは現段階では困難な状況にあります。

それと、14点目です。窓口10割負担の関係なのですが、病院にかかりたいとの意思表示がありまして、緊急の状態であると判断した場合はその時点で国保税を納付できないような状態であっても、納付相談をすることで、期間は短いのですけれども、1カ月間という形で短期証をお出ししております。よって、資格証によって受診抑制につながるとは考えておりませんので、現段階におきましてはシステムの構築までは考えておりません。

それと、15点目です。保険税減免の関係ですが、減免件数は48件になります。相談数についてはちょっと把握していませんが、その都度相談は行っております。あと、滞納者に積極的に提案しているかという部分なのですが、平成25年度の国民健康保険の事業計画でもうたっているのですが、制度として活用するものは活用するべく、面談時の聞き取りのレベルを高めていき、減免対象になるかどうか常に気をかけながら対応しているということでよろしくお願ひします。

以上です。

越前副主幹

先ほどご答弁させていただいた中身について誤解を招くような、順番を間違えたような言い方をしてしまっ、訂正させていただきます。

10点目の質疑で執行停止数と内訳ということで、こちらの数字については平成24年の今現在で押さえている数字といたしまして、滞納処分することができる財産がないときということで2件、生活を著しく窮迫させるということで32件、居所不明ということでゼロ件という形になっています。地方団体の徴収金を納付し、または納入する義務の消滅の件数といたしまして、23年度決算ベースでお答えさせていただきますが、これは件数というよりも期別という形になっております。執行停止が3年、429件、即時消滅が336期となっております。

以上です。

寺嶋副主幹

先ほど16点目の窓口一時負担の関係、こちらの見込みということなのですが、相談はあったのですが、実施に至った件数はゼロとなっております。現在も広報、ホームページ等で掲載するなどPRについては行っております。

あと、13点目の無保険者についてということだったので、申告をいただいで加入ということで、こちらから把握することは困難ということで私申し上げたのですが、あくまでも国保は加入については義務という形になっておりますので、私の言い方に問題がありましたので、訂正させていただきます。

清 水

基金のことで、23年度末がたしか3億4,000万円、これが24年度末で3億数百万円というご答弁、見込みについて今聞いてもなかなか出ないと思うのですが、年間約3,000万円程度、23年度では基金を繰り入れたと、25年度の繰越金を見込むためには24年度の基金9,000万円のうち幾らぐらい使うのかと、三、四千万円で終わる、あるいはもっと少なく終わる可能性もあるのかということでお伺ひをしたいと思います。

給与のみ収入が2,350世帯ということで、3割以上ですよ。この方たちが特に支払いが厳しいと、夫婦で100万円ずつ、200万円の収入しかないのに、これは所得ではなくて収入ですよ、賃金収入しかないのに保険税は子供2人いた場合で23万円を超えると、こういう制度になっているということで、こういう世帯に対する接し方が国保事業では大変重要なのですが、所得ゼロの世帯が1,657

世帯と、つまり給与でいえば1人65万円以下、あるいは年金でいえば120万円以下と、これは生活できる収入ではとてもない方たちというふうに思うわけなのですが、この方たちから、仮に貯金がたくさんあれば別ですよ、しかしこういう方たちに対する接し方というのはどういうふうな、私はとてもではないけれども差し押さえできるような対象ではないと、幾ら法律で決まっていたにしても思うのですが、特に所得ゼロ世帯に対する徴収対応の基本姿勢について伺いたいと思います。

滞納者については1,097世帯と、これは今までの所得が低いということのあらわれですが、資格証明書について伺いをしたいと思います。資格証明書というのは10割窓口負担ですから、大変厳しい制度です。これの発行においては十分過ぎる判断が求められるわけですが、新年度に当たって、悪質という表現をよくとりますが、悪質というのは相談に全く顔を出さないという方が含まれていると思うのですが、その方たちの中にもいろんな事情で顔を出せないという方たちもたくさんいらっしゃると思うのです。そういう場合について絞った対応をお伺いしたいと思います。

12点目、滞納処分ですが、法は年金、給与、基準を設けて堂々と差し押さえできるように定めているのですが、これが19件しかない。一方、預金口座は146件だと、146件の中には国税徴収法の第76条、第77条、施行令第34条等で定めている金額を下回るにもかかわらず、預金口座を差し押さえるという事例があると思いますが、これについてどういうふうにその方たちの収入を把握しつつ、これをやっているのかについて伺います。

無保険者についてなのですが、無保険者の方が実際に保険証がないのでといって病院で10割払っている。僕も、保険証を忘れて、たしか出張か何かのときに、病院に説明しても信用してもらえなくて払ったことがあります。そういうのは別として、各病院でも大体わかると思うのです。中には毎月来る方もいらっしゃるわけですから、無保険者をなくすというのは国民皆保険にとって絶対的なことなのです。ある意味行政の義務なのです。国保に入るのが義務なのだといって、行政側の対応は義務でないみたいな考え方は違うと思いますので、もう一度その努力の仕方として、市内の診療所にそういった方がいたら連絡してくださいとか、個人情報と言ってくださいとは言いません。いるかないかだけまず聞いて、いるということ把握したら何らかの、個人情報でなくてもわかる方法はあるのだらうと思いますので、お考えを伺いたいと思います。

窓口一時負担についてですが、窓口一時負担については生活保護基準プラス3万5,400円を加えた額までは医療費が免除なのです。これは、積極的に使わなければならないということで国が定めている制度です。国が定めているのに、各市町村の周知不足でこれが使えないということであれば、これは国保会計にとってもマイナスですよ。恐らくこれによる免除医療費は国が措置するのだらうと思いますので、そのあたりの考え方について伺います。

以上です。

榎木課長

平成24年度の繰り越し、これは幾らぐらい残るのかというご質疑にお答えいたします。これにつきましては、まず1つとしまして医療費、最後の医療費ですね、こちらのほうが4月の中旬に請求が来ます。財政調整交付金の関係は3月末、4月の初め、このころに確定いたします。特別調整交付金の中の経営姿勢分につきましても、いただけるかどうかという部分につきましては3月の末ま

ではわかるのではないかと思います。そのほかに、5月末までの税込、こちらのほうの見込みというのもございまして、国、道からの調整交付金だとか4月中旬の医療費、こういったものが終わりますと、基金のほうを幾ら取り崩すかというふうになるのですけれども、今現在ではよほどのことがない限り、前回補正した9,400万円ですか、これを上回ることはないであろうと思うのと、よほどのことがない限りプラスに転じることもないだろうと考えています。実際に2,000万円、3,000万円というような数字につきましては、具体的に今申し上げられるような状態ではございません。

越前副主幹

現時点で所得ゼロの世帯に対する徴収の基本姿勢というものはどういうものかというご質疑でしたが、まず先ほど清水委員さんのほうから差し押さえ等できる財産がないときという話もございましたけれども、そういった方々についてはまず納税に対するご相談というのを行ってまして、機械的に何か差し押さえ等の処分をするというわけではなく、その方の実情に応じた相談、例えば分納相談も含めてそういった相談を行っていきたくて考えております。

以上です。

寺嶋副主幹

私から資格証の関係でご答弁させていただきます。資格証につきましては、納期限が過ぎて1年以上納付がない方、納付誓約が守られない方が最低限の基準となっております。ただし、それらの方が全て資格証になるかというところではなくて、その中で特段の事情もなく納付相談に応じなかったり約束の不履行を繰り返すような悪質な方に対して再三再四の納付を促す中で、それでも納付に結びつかないような方たちに対して資格証の交付という手続をとらせていただいております。ですので、機械的に資格証を交付するというわけではなくて、まずは納付相談という形で対応しておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

金子主査

私のほうから無保険者に対する扱いの関係で答弁申し上げますけれども、まず保険の資格がないということは本来国民健康保険法の趣旨からするとない話でございます。除外期間としてほかの保険に入っている方ですとか、生活保護法の適用を受けているですとか、そういった方以外はみんなが国民健康保険に入っていないといけない、こういう趣旨の法のつくりでございますから、当然診療所ですとか病院だとかで10割負担があると、こういった情報があれば速やかにそういった対象の方とお話をいただく、これが大前提でございますし、窓口の中で例えば異動でそういった事例が発覚したときには速やかに加入の勧奨をしているというような取り組みを行っているところでございます。

それと、窓口一部負担という関係でご質疑をいただきました。一部負担金の減免の規定、これは滝川市のほうでもありまして、積極的にPRしているつもりではございますが、なかなかこれの申請、平成19年度から制度の施行がありますけれども、一件も決定のケースがないというような状況でございます。1つ背景としてあるのは、実は国のほうからの基準、これが非常に厳しい基準で示されていまして、例えば収入の著しい減少、仕事をやめて著しく所得が減少した、あるいは預貯金が生活保護基準の三月以下になっているですとか、あるいはケースとしては入院した場合に限られるですとか、そういったいろんな制約でもって、せつかく相談までは至っているのですが、結果一部負担金減免に至らないというケースが多々ございます。清水委員からの指摘にありました国が

からお金が出るのではないかと、これは全て国の基準を下回っているというのが条件でもございますので、その辺の葛藤もございます。積極的にPRという意味では、もう一步進んだ取り組みも、もしかしたら今後行っていく中でそういったことが見えるかもしれないなと思っております。

以上です。

越前副主幹

先ほどの滞納処分の方法別件数の中で預金口座の差し押さえの件数が多いのではないかと、その収入についてはどういったことで把握をしているのかという話だったのですが、法に基づきました調査権に基づいて財産調査等を行っておりまして、その中で差し押さえを行う場合、滞納処分等を行う等については、著しく生活を困窮させないような判断で差し押さえ等の処分を行っております。以上です。

清 水

所得ゼロの1,857世帯のうち、給与世帯が何件、年金その他が何件、恐らく年金の方が大半だというふうに思うので、件数をお伺いいたします。

それで、今ご答弁された預金口座の差し押さえは、幾ら調査権があっても、あるいは困窮させないという判断を幾らしたとしても、法令は年金、給与者を差し押さえるときは一定基準、例えば1カ月に1人10万円で生計を一にする配偶者や親族については1人4万5,000円、だから4人世帯でいえば23万5,000円以下の賃金の場合、年金の場合、差し押さえたらだめだという精神がしっかりあるわけで、しかも各地方裁判所等で徴収に対する違法判決も出ているわけです。そういう中で、幾ら気を払ったとしても19件の年金、給与直接の差し押さえ、これやればいいではないですか、それ以上できないものは潔く差し押さえできないということでやらないと、困窮者、そもそも国保制度そのものが所得ない人からも取るという制度だから、今の答弁というのは私は判断が間違っているのではないかと思うのですが、そういうことであれば参事にご答弁をいただきたいと思うのですが、伺います。

鎌田課長

清水委員さんの2番目の質疑になりますか、給与債権の差し押さえの関係でございまして。繰り返しこのことに関してもお答えしていますが、最高裁の判例がまだ覆っている状況ではございません。地方裁判所でそのような形のもので出ているとは聞いております。しかしながら、この部分について我々が何か大きな判断を下すということにはならないのではないかと思います。要は、最高裁の判例を覆したような手続を行っていくのだというようなことを述べるような立場ではないと考えているということです。ただ、実際においては、この部分についてもご説明を繰り返しさせていただいておりますけれども、処分前においても処分後においても実態が把握でき、かつそれが生活を窮迫させるようなおそれがあるのだということ判断した場合については、しかるべき手続をとって、そういう窮迫をさせるようなことがないような手続をとっているということでお答えさせていただいているわけですから、その点についてはご理解いただきたいと思っております。

以上です。

金子主査

1番目にご質疑いただきました所得がゼロの世帯の内訳なのですけれども、残念ながら所得がゼロということは、給与収入があったのか、年金収入があったのかということの区分けができないです。現時点でそういった区分けしたデータは持ち合わせておりません。

以上です。

清 水

課長から答弁がございましたが、では聞き方を変えますが、国税徴収法第76条、第77条等がありながら、実際に年金、給与からの差し押さえもしていると、なぜ預金口座差し押さえなのかと、きちんと手続を経ない理由です。ある方の例で、出稼ぎに行っている方がいらっしゃいました。その方が預金口座差し押さえられたのです。仮に出稼ぎに行かれていたとしても、給与収入があるというのはきっちり把握していて、どこから給与もらっているのかわかっていて、郵送手続で幾らでも賃金差し押さえできる。年金に至っては、はっきり厚生年金でない遺族年金の方については差し押さえるなという精神があるわけだから、そういう中で年金があり、給与がありながら、なぜ預金口座の差し押さえなのか。その際に、国税徴収法第76条、第77条で言っている1カ月に10万円だとか、配偶者等4万5,000円という、この金額に至らないから口座差し押さえしているのだという判断の基準があるのかも重ねて伺いいたします。

鎌田課長

今のご質疑にお答えさせていただきますが、まず前段、滞納処分に至る前も滞納処分した後においても生活を窮迫させるようなことのないよう手続をするのだということのお答えでございます。その判断基準というのは一様のものであると思います。例えば相談した中身で本人と了解の上でというようなことも当然でございますし、その前段においては我々に与えられた調査権に基づいた調査ということで状況を把握してということもあると思います。なぜ給与ではないのだと、なぜ年金の直接の差し押さえではないのだという部分につきましては、国税徴収法の考え方といいますか、税込全体においてなのですけども、誤解のないように言いますけれども、最も換価の容易なものから処分をするのだというようなことでもうたわれているわけでございます。そういったことも考慮しながら手続していくわけでありまして、一方で、実際にそういうことがあるのかどうかわかりませんが、例えば給与の差し押さえということで今委員おっしゃられましたけれども、一部我々としては、預金債権の差し押さえよりも給与の差し押さえということで例えば事業所等に一定の情報を明かすということのほうがもしかしたら影響が大きいのではないかと判断をする場合もあるわけです。そのようなことも考慮しながら行っているのだというようなことで今のご質疑についてお答えさせていただきたいと思います。

以上です。

清 水

この話を延々とする気はございません。換価がしやすいほうからやると、そうなら預金口座差し押さえが何より早いのははっきりしています。15分で決着つきますから、紙1枚で決着つきますから。ただ、年金、給与者についてはこうだと、しかも生活困窮させない基準はこれぐらいの金額だよと、ここまで示していながら、百歩譲って、預金口座の差し押さえに至ることは会社にばれたら嫌だということも考慮したらあり得ると思います。しかし、その場合には、10万円、4万5,000円という、この基準は守ってやるということではなければ、幾ら徴収員が、あるいは税務課が生活を著しく困窮させないと思ったって、その金額が幾らなのかという判断を示していただかなければ、余りにも漠然とした話だと思うのです。そういった基準を明確に定めてやっているのかを最後にお聞きをしながら、参事にもご答弁をいただきたいと思います。

鎌田課長

給与債権の差し押さえについての最高裁の判例、それから国税徴収法に規定されている部分とかというのは十分ご理解いただいている部分だと思うのです。

我々が滞納処分後にも生活を窮迫させることのないよう配慮するのだという話をさせていただいた根拠というのは、そこにもございます。一定のそういった部分、例えば差し押さえ禁止額等がございませぬ、それをご理解いただいていると思いますけれども、例えば別の債権、給与債権の差し押さえにおいては、委員が先ほど言われたとおり本人10万円等々の差し押さえ禁止額というのが明確にされている。年金についても同じだというようなところを参酌しなさいという表現だったか、はっきりとしないのですけれども、そういった部分を考慮して差し支えないというような表現になっていたはずで。ただ、それがルール化されているわけでは法律上ありませんので、我々としては、繰り返しになりますけれども、滞納処分においては対象の方の生活を窮迫させることがないように配慮して行うのだと、差し押さえの前も後もということでございます。以上です。

伊藤参事

今さまざま委員さんのほうからお話いただきました。私も差し押さえの実際の決裁をする中で、事実として具体はなかなか言えませんが、実際預金の調査を行って、幾ばくかの残があると、通常であればその残額に対しての差し押さえを執行できる状況にもあるわけでございますけれども、ただ納付相談、折衝を行う中においてその家庭の生活状況を見て、この残額を差し押さえることがいかなものかということで差し押さえを実施しないケースも現実がございます。ですから、先ほど来課長のほうから答弁させていただいておりますけれども、滞納されている方の生活実態、それは個々の家庭によっていろんなケースがありますから、一概に言えない部分もありますけれども、生活実態を把握して、困窮しない状況になるのか、ならないのか、そこの判断の中で執行させていただいている、それが実態でございます。

清水  
委員長  
渡邊

質疑を留保したいと思います。

ほかに質疑ございますか。

1点だけ。179ページの収納率向上特別対策事業費900万円、恐らくこれは報酬の部分、また共済等かなと思います。それで、特別対策事業、この中身、収納に結びつく上での現時点での対策はどのように講じられるのか、また体制として何名体制、また勤務時間、車両の借上げもあるのかどうかについて伺います。

寺嶋副主幹

収納率向上特別対策事業に要する経費ということで、全体で901万9,000円ということなのですが、その多くは、嘱託徴収員を2名雇用しております、その報酬が352万円、それから共済費で50万円、それからあと大きなものとしましては車両の借上げ料ということで、嘱託徴収員が集金に使う車、その借上げ料として60万6,000円、それから携帯電話ということで、嘱託徴収員に携帯電話を所持させまして、随時庁舎とも連絡をとり合うようにできています。それで、効率的に徴収を行うという形になっておりますので、そちらの携帯電話料金、それから短期証、催告書等の郵送料金も85万円ほど入っております。それが大きな内訳になっております。

渡邊

それぞれ時間帯でサイクルがあると思うのですけれども、7時間、8時間という、その勤務でやられているのかどうかご答弁をお願いします。

越前副主幹

時間についてはフレックスタイムという形にはなっておりますが、1日6時間勤務という形になっております。

以上です。

- 委員 長 ほかには質疑ございますか。  
(なしの声あり)
- 委員 長 それでは、ないようですので、清水委員、留保する質疑内容を再度確認したいと思います。
- 清 水 それでは、滞納者への預金口座差し押さえについてということで、著しく窮迫させないという判断ができる金額を差し押さえるということが答弁されました。しかし、国税徴収法第76条、第77条、また施行令第34条、さらには各地裁判決が出ていること、また最高裁でも参酌について言及をしていること、こういったことを考慮するならば、まず第1に年金、給与者に対してはその年金、給与を差し押さえることを最優先にすること、また仮に口座差し押さえする場合でも国税徴収法の10万円あるいは4万5,000円掛ける配偶者や扶養者という金額が生活を窮迫させないと国が考えている基準でもありますので、こういった金額で差し押さえ金額を決定するべきでないかと考えますが、お考えを伺います。以上です。
- 委員 長 質疑の留保は、清水委員の滞納者への預金口座差し押さえについての1件と確認してよろしいですか。  
(異議なしの声あり)
- 委員 長 以上で議案第2号の質疑を終結いたします。  
午後からの予定であります平成25年度滝川市後期高齢者医療特別会計予算を引き続き今行いたいと思いますが、よろしいですか。  
(異議なしの声あり)
- 委員 長 それでは、所管の入れかえをいたしますので、若干休憩いたします。  
休 憩 11:31  
再 開 11:34
- 委員 長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。
- 委員 長 **議案第5号 平成25年度滝川市後期高齢者医療特別会計予算**  
議案第5号 平成25年度滝川市後期高齢者医療特別会計予算について説明を求めます。
- 伊藤参事 (議案第5号を説明する。)
- 委員 長 説明が終わりましたが、時間の都合上あらかじめお伺いしたいと思いますが、質疑をお持ちの方は挙手願います。  
(質疑予定者挙手)
- 清 水 清水委員、通告していますので、質疑だけ続けてお願いします。  
6点についてお伺いいたします。全体に係るということで、まず被保険者についてお伺いしたいと思います。事務概要では、75歳以上の方が5,771人、それ未満で障がい者の方だと思いましたが、289人、6,060人となっております。特別徴収額が2億3,000万円余り、また普通徴収額が1億2,600万円余りとなっておりますが、特徴と普徴の人数の内訳を伺います。  
次、保険料についてですが、現年度分については3億9,376万円の調定で99.8パーセントの収納率を予定されていると、滞納の繰り越しについては159万2,000円で65パーセントを見込まれていると。年金が1万5,000円未満の方の状況、この方たちは年金が低い、さらにはその他の収入も恐らく余り見込まれない方々だと思しますので、支払い能力がない方々かなと思しますので、この方々への収納の状況について伺います。

3点目は減免ですが、減免の見通しについて、相談件数や減免実施の見込み、見込みがわからなければ実績でお伺いをしたいと思います。広域連合の条例に基づく所得激減減免については、事例として配偶者が死亡されることは多いと思うのですが、所得激減減免の実施見通しについて、また見通しがわからなければ実績でお伺いします。

次に、一部負担金の減免ですが、これについても見通し、または実績について伺います。一部負担金の減免で配偶者の死亡、入院、介護施設への入所などで支払いが困難な人は多いと思うのです。ということをあわせて、つけ加えて該当の見通しということでお伺いします。

6点目ですが、最後に滞納件数と差し押さえの見通しについて伺います。以上です。

委員長 それでは、ここで昼食休憩といたします。再開は午後1時とします。

休 憩 11:45

再 開 13:00

委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

清水委員に対する説明を求めます。

梅津副主幹 それでは、先ほど清水委員さんからの質疑に対してお答えをいたします。

まず、1点目、被保険者数、委員さんから6,060人の内訳ということでお伺いされましたが、6,060人は平成23年度の平均被保険者数でございます。大変申しわけございませんが、これからお答えするのは直近、平成25年2月末現在の数字でお答えをさせていただきたいと思います。特別徴収で4,691人、普通徴収で1,632人となっております。

続きまして、2点目、保険料について年金月額1万5,000円以下の方の支払い能力についてということでございますが、現在保険料につきましては、年金収入のみで年金月額1万5,000円以下の方の保険料といたしますのは年額で4,700円となっております。これは、12月で割り返すとおよそ392円、月額392円ということになります。現行制度の中におきまして、この年額4,700円というのは最低保険料となっておりますから、このことをご理解をいただきまして、被保険者の方には納付いただくということを今後お願いしてまいりたいと、このように思っております。

続きまして、質疑順番の3、4、5点目を一括してお答えをさせていただきたいと思います。保険料の減免、一部負担金の減免に関してですが、現在窓口に置いておりますパンフレット、それと納付書に同封しております文書によって周知を図っている次第でございます。相談実績といたしましては、保険料の減免が1件、実施実績はゼロ件となっております。今後におきましても、今後は広報たきかわで年数回掲載しております後期高齢者医療制度の周知の中でこの減免制度の周知も行ってまいりたいと思います。また、相談等があった場合につきましては、広域連合の規定に照らし合わせ、適切に処理してまいりたいと思います。

続きまして、最後の6点目、滞納件数と差し押さえについてでございますが、こちら平成25年3月5日時点の数字で、期別で325期分、これは全て納期到来分ということになっております。また、差し押さえにつきましては、平成24年度中は行っておりません。

以上でございます。

- 清 水 まず、1点目については、普通徴収1,632人のうち本人の希望で口座振替になっている、つまり口座振替の人数とそれ以外でお伺いをいたします。減免制度については、相談が1件というのはどう考えていいのか。制度そのものがあるということを知らない。周知しても、読むことすら大変なような制度の説明だったりすることがあったり、また制度を知っていてもその内容が、あるということにはわかっていても内容がわからないと。しかし、1件というのはそれを超えている。何がそんなに、全部合わせたら約6,000人を超える方々のうち1件というのは、これの周知を強化すればいいのか、周知の内容をわかるようなものにするのか、そんなような対策について伺います。
- 梅津副主幹 以上です。
- 梅津副主幹 それでは、今の口座振替の件数でよろしかったですか。現在822件ということになりまして、これは過去の口座振替選択制の導入が始まった平成20年10月から397件ほどふえております。
- 梅津副主幹 それと、減免についてなのですけれども、こちらにつきましては先ほどもお話ししましたとおり、今後広報たきかわ等できちんとした周知を行いまして、それで当面様子を見させていただきたいと思っております。
- 梅津副主幹 以上でございます。
- 委員 長 それでは、ほかに質疑ございますか。
- 委員 長 (なしの声あり)
- 委員 長 ないようですので、質疑の留保はなしと確認してよろしいですか。
- 委員 長 (異議なしの声あり)
- 委員 長 以上で議案第5号の質疑を終結いたします。
- 委員 長 この後の日程は市長に対する総括質疑ですが、準備ができるまで暫時休憩いたします。再開は午後2時といたします。休憩いたします。
- 休 憩 13:05
- 再 開 14:00
- 委員 長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。
- 委員 長 **総括質疑**
- 委員 長 本日まで3日間質疑を行ってきましたが、総括質疑への留保は、滝川市国民健康保険特別会計において滞納者の預金口座の差し押さえについての1件と確認してよろしいですか。
- 委員 長 (異議なしの声あり)
- 委員 長 確認いたしました。
- 委員 長 これより市長に対する総括質疑を行いますが、審査の過程で特に留保された事項に限りますので、ご承知おきます。
- 清 水 滞納者への預金口座差し押さえについて市長にお伺いをいたします。差し押さえにより著しく窮迫させないという金額を判断して差し押さえを行っているということですが、国税徴収法や地方裁判所の判決、また最高裁でも参酌について言及している中で、滝川市でも年金や給与を直接差し押さえる方法をきちんと守るといふこと、またやむを得ず口座差し押さえをする場合でも国税徴収法第76条、第77条の最低金額の基準を準用するなどして差し押さえ対象者の生活を守りながら滞納処分を行うということについて市長のお考えを伺いたいと思っております。
- 市 長 それでは、清水委員のご質疑にお答えをさせていただきます。

まず、最初のほうでございますけれども、差し押さえについてでございますけれども、差し押さえ財産の選定に当たりましてはどの財産を最優先するという基準はないわけでございます。納税者の生活の維持、または事業の継続に与える影響の少ない財産をその時々で判断をして選定しております。これは、従来と変わりなく今後もこの姿勢で臨んでまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次のほうでありますけれども、国税徴収法に基づいたということでございますが、預貯金債権の差し押さえにつきましては年金や給与等のような禁止額の明確な基準は設けられておりません。現状納税者の生活を著しく困窮させることがないようにという判断をして実施しているわけでございます。しかしながら、いろいろと委員の今までのご指摘もでございます。今後におきましては、状況に応じてその基準を判断の一つとして参酌しながら、預貯金債権の差し押さえを行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

委員長 以上をもちまして市長に対する総括質疑を終了し、全ての質疑を終結いたします。

### 討論

委員長 これより討論に入ります。

討論順序につきましては、初日に決定しておりますとおり、市民クラブ、新政会、公明党、清水委員の順となります。

最初に市民クラブ、山本委員。

山 本 それでは、市民クラブを代表いたしまして、第2予算審査特別委員会に付託されました議案第2号から第7号の平成25年度特別会計4件及び公営企業会計2件並びに関連議案第29号、第35号から第37号まで、全て可とする立場で討論いたします。

大変厳しい財政状況の中、予算編成に当たられました市理事者、また担当部局の職員の皆様に敬意を表しますとともに、健全財政の維持や長期計画実現に向けた予算編成に取り組まれたことに感謝申し上げます。

以下、会計別に若干の意見を付して討論といたします。1番目、国民健康保険特別会計、急速な少子高齢化が進み、年々増加する医療費、不景気による滞納者増など、全国的に制度維持の根幹にかかわる問題が山積しております。本市においても、特定健診など医療費抑制対策をより一層講じて国保財政の健全化に取り組んでいただきたい。また、国庫負担の増や広域連合運営等により、地方負担が軽減されるように制度改正を国に働きかけていただきたい。2番目、公営住宅事業特別会計、今年泉町団地繰越明許分の発注や東町団地の第1期工事が終わるが、今後も財政状況を勘案しながら計画的に建てかえを進めていただきたい。また、高齢者の住みかえ事業が公営住宅への住みかえも対象になるよう検討を望みます。3番目、介護保険特別会計、高齢化が進む中、介護の市民ニーズはますます増加すると思うが、より一層の介護予防事業を進め、健全運営に努めていただきたい。関連議案の老健施設等の指定管理につきましては、早急に諸問題の解決を図り、一日も早い改修、改築を進め、無償譲渡問題の解決をお願いいたします。4番目、後期高齢者医療特別会計、新制度移行が取り沙汰されているが、予防医療の推進を図り、健全運営を図っていただきたい。

5番目、下水道事業会計、計画的整備をされているが、今後の償還ピーク時対

策を図るとともに、施設の老朽化対策もあわせて検討していただきたい。6番目、病院事業会計、市民ニーズに応じた医療環境の提供に感謝申し上げます。今後も医師を含めた医療スタッフの確保に努め、特に看護師確保については、国家公務員給与7.8パーセント削減に地方公務員も同率とする国の方針に従うことで多大な影響がないように配慮願いたい。また、滝川市の基幹病院としての健全運営に努めていただきたい。

以上を申し上げまして討論といたします。

委員 長  
渡 邊

次に、新政会、渡邊委員。

それでは、新政会を代表し、第2予算審査特別委員会に付託されました議案第2号から第7号の平成25年度特別会計4件、企業会計2件、関連議案4件の全てを可とする立場で若干の意見を付して討論いたします。

政権が変わりまして、幾分の明るさを見出したかなと感じていますが、依然と厳しい景気感の中、市民と一体となったまちづくりを力強く推進するための予算編成であったと推測いたします。滝川市総合計画に基づき、市民が納得いく予算執行を強く要請するとともに、市民生活の向上と安心のできるまちづくりを要望いたします。

それでは、各会計ごとに討論いたします。まず最初に、国民健康保険特別会計であります。国民健康保険税の公平に努め、収納率向上に引き続き努力されたい。しかし、長引く不況の影響、また高齢化率の上昇と当会計を取り巻く環境は厳しいものと推測しますが、現状を十分把握した中で会計運営に努められたい。次に、公営住宅事業特別会計であります。高齢者向けサービスつき公営住宅の検討に入ることは評価いたします。泉町団地、東町団地の建てかえ工事管理は、正確に実行されたい。また、既存住宅の営繕については、居住者との意思疎通を図り、また公平性の確保を図る上からも滞納者への徴収業務に一層努力されたい。介護保険特別会計ですが、第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づいた民間活力による認知症対応型共同生活介護事業所と小規模多機能型居宅介護事業所の開設は評価いたします。また、家族介護用品支給事業、リフト付きタクシー等利用助成事業に対しては、市民への周知を図るとともに、今後においても利用しやすい継続的な事業としていただきたい。また、社会福祉事業団に対しては、早急な人事を含めた組織体制の立て直しに努力されたい。後期高齢者医療特別会計であります。現行制度の中での適正執行に努めるとともに、国の制度見直しがあった場合には適切な対応と情報の収集に努めていただきたい。下水道事業会計であります。下水道事業の安定運営に向けては、長寿命化を推進すべく、管渠の点検、調査等を計画的に進めるとともに、下水道料金滞納者に対する徴収には一層の努力をされたい。最後に、病院事業会計であります。病院事業の安定経営については地域の医療機関との連携を強化し、医師、看護師の安定的かつ継続的な確保も不可欠であり、職場環境等整備に十分な対応を図っていただきたい。また、最新医療機器の導入については、市民に対し周知を図られたい。なお、予算執行については、収支計画に基づき適正に行うとともに、安定経営に向けた中長期的なビジョンの構築を図られたい。

以上で討論を終わります。

委員 長  
三 上

次に、公明党、三上委員。

公明党を代表し、第2予算審査特別委員会に付託されました議案第2号から議

案第7号及び関連議案に対し賛成の立場で討論いたします。

2万人を超える死者、行方不明者を出した東日本大震災から2年が経過し、いまだにふるさとを離れ、避難生活を余儀なくされている方々がおられます。このようなことを二度と繰り返してはならないと思うとき、災害に強いまちづくりを急がなければならないという思いと、いち早く市民が安心して暮らせるまちを実現しなければならないという思いを強くいたしました。限られた財源の中、市が抱える課題解決へ向け予算編成に取り組みました職員の皆様には敬意を表したいと思います。

以下、若干の意見を述べます。国民健康保険特別会計、生活習慣病対策としての特定健診受診率向上を図るための自己負担金の無料化は大変評価しますが、このことにとどまることなく、啓発、告知を続けていただきたい。また、収納率向上に向けては、コンビニでの支払いで徴収窓口の拡大を図ること、そして納税督促電話システムをあわせて検討を急いでいただきたいと思います。公営住宅事業特別会計、住みかえ促進については一歩前進したと思っております。今後高齢者世帯が持ち家から公営住宅への住みかえが可能となるよう検討していただきたい。介護保険特別会計、家族介護用品支援事業などサービスを拡大されたことは評価いたします。さらなる高齢化に向けては介護予防が喫緊の課題であり、さらなる普及啓発を進めていただきたい。後期高齢者医療特別会計、今後も健康診査の受診率向上に努めていただきたい。下水道事業会計、長期計画に基づく安定的な運営と計画を今後もお願いしたい。病院事業会計、医師住宅を初めとする医師の処遇改善による医師の確保と7対1看護体制を維持するための看護師確保には今後もこれまで以上に努めていただきたい。

以上、賛成討論とさせていただきます。

最後に、清水委員。

日本共産党の清水雅人です。私は、第2予算審査特別委員会に付託された議案第2号 平成25年度滝川市国民健康保険特別会計予算を否とする立場で、また議案第3号から第7号までを可とする立場で、関連議案第29号及び第35号、第36号、第37号を可とする立場で討論を行います。

まず、議案第2号 平成25年度滝川市国民健康保険特別会計予算についてです。否とする理由は、資格証明書を発行し続けている点です。現在71世帯に資格証明書が発行されていますが、市が納付誓約を守らずに、特段の事情もないのに1年以上納入しない状態を悪質としてやむなく発行しているということですが、長引く不景気と高失業率の中で、また精神的に追い込まれる中で、納付しなければならないという意識があっても行動にあらわせないなど、幾つかの事情を持つ方々が含まれている可能性は否定できません。被保険者証がなく、手おくれとなり死亡する例、病院に行かなくなると重篤化して治る病気も治らない例などは、絶対に繰り返してはならないと思います。その点で10割窓口負担の資格証明書の発行は直ちにやめるべきと考えます。また、無保険者も同様に命を危険にさらしています。きめ細かい対応として、病院、診療所などと緊密な連携をとることを求めます。さらに、滞納者への預金口座差し押さえについては、さらなる改善が必要です。国民健康保険税は、低所得者からも保険料を徴収する点で自治体にとっても運営が大変難しい会計です。所管の答弁では所得ゼロが全7,583世帯中1,657世帯に上ること、滞納世帯数は1,097世帯に上ることが答弁されました。国税徴収法は、給与、老齢年金等の差し押さえ禁止額として1

委員 長  
清 水

カ月ごとに10万円と生計を一にする配偶者、親族1人につき4万5,000円を加算した金額以下は差し押さえ禁止としています。こういう中で、市長総括質疑に対し前田市長は、預貯金口座の禁止事項について明確な基準はない、しかしながら今後は状況に応じ、判断の一つとして年金、給与差し押さえ禁止額を参酌する旨の答弁がありました。国保会計は、国の負担が35.7パーセントしかないこと、被保険者に占める低所得者率が多いことから、保険料支払い困難な人が多い会計です。一方、市の一般会計の厳しさもあり、収納率向上強化が行われてきました。今後市長答弁の方向で、ぎりぎりの生活者からの預金口座差し押さえが少なくなることを切に望みます。

介護保険特別会計では、まず保険料については第5期の保険料は本人非課税世帯、課税者の場合5万3,520円で、第4期より8,220円、18.1パーセント引き上げ、2000年の第1期の3万7,400円との比較では1万6,120円、43.1パーセントの引き上げに当たるなど、納税者にとって厳しい制度であることを示しています。さらに、徴収方法については、年金天引きで強制的に取り上げることや年金1万5,000円以下の1,804人、13.9パーセントの方の収納率が88.9パーセントと低いことにも制度の問題点があらわれています。そこで、市独自の保険料減免制度の実績が今年度1人しかいないという中で、飛躍的な制度利用拡大策を求めます。最大の問題は、保険あって介護なしの実態をなくすことです。第1に、経済的理由での利用抑制実態を調べるべきです。第2に、低所得者にとって待望の特別養護老人ホームの増床、建てかえを速やかに行うべきです。第3に、特養建てかえまで5年程度かかるとすれば、最低でも耐震診断を速やかに実施し、崩壊のおそれがあるI s値0.3以下について耐震補強をすべきです。また、指定管理先の社会福祉事業団については、8人募集しても一人も応募なしで、嘱託職員を指名して応募させ、正規職員化している実態が明らかになっています。募集方法など実態調査をすべきです。かわりの嘱託職員の募集のほうが大変であり、職員確保について市として厳重に調査をすべきです。

市立病院事業会計では、平成21年の建てかえ前の経営計画より若干よい状況で経営されていることは大きく評価します。病院は、人材確保が最大です。医師、看護師を初め医療職の給与を下げないなど、特別な対策を求めます。医師の派遣については、毎月延べ90人分の派遣を医育大学から受けていることや砂川市立病院から派遣を受ける一方、2次医療圏内の医師の集約が進み、芦別市立病院整形外科、赤平市立病院麻酔科への医師派遣を行っています。医師の派遣による住民医療維持は、安定性からは心配な状況です。国に対し、医師、看護師など医療技術者育成の抜本的強化を求めて討論といたします。

以上です。

委員長

以上で、討論を終結いたします。

討論要旨につきましては、整理して3月29日までに事務局へ提出してください。

(「済みません、討論をつけ加えさせてください」と言う声あり)

討論を一旦終結したのですが、清水委員より申し出がありましたので、ほかの委員の皆さんが了解していただければ討論をつけ加えることを認めたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なしの声あり)

討論

清水

途中に抜かしたところがございますので、大変申しわけありません。

下水道事業会計では、今後平準化債を3年程度続ければ起債償還が減り、中長期に使用料を値上げする必要がない見通しが示されたことは評価します。公営住宅事業特別会計では、公営住宅版高齢者向けサービスつき住宅の検討が進むこと、ストック計画前倒しで起債残高がふえた対策としてコストが安い木造平家の検討をすることを含めたストック計画見直しについて評価をします。その際、新町障がい者住宅が真に障がい者が住めるような対策や中規模修繕を増加させることを求めます。

以上をつけ加えます。終わります。

委員長

以上で、討論を終結いたします。

### 採決

委員長

それでは、これより採決を行います。

先に、反対討論のありました**議案第2号 平成25年度滝川市国民健康保険特別会計予算**を挙手により採決いたします。

本案を可とすべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長

挙手多数であります。

よって、本案は可とすべきものと決しました。

これより

**議案第3号 平成25年度滝川市公営住宅事業特別会計予算**

**議案第4号 平成25年度滝川市介護保険特別会計予算**

**議案第5号 平成25年度滝川市後期高齢者医療特別会計予算**

**議案第6号 平成25年度滝川市下水道事業会計予算**

**議案第7号 平成25年度滝川市病院事業会計予算**

**議案第29号 滝川市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例**

**議案第35号 公の施設の指定管理者の指定について（老人ホーム）**

**議案第36号 公の施設の指定管理者の指定について（デイサービスセンター）**

**議案第37号 公の施設の指定管理者の指定について（老人保健施設）**

の9件を一括採決いたします。

本案をいずれも可とすべきものと決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

委員長

異議なしと認めます。

よって、本案はいずれも可とすべきものと決しました。

お諮りいたします。委員長報告書につきましては、正副委員長にご一任願えますか。

(異議なしの声あり)

委員長

そのように決定させていただきます。

以上で本委員会に付託されました議案の審査はすべて終了いたしました。

### 挨拶

委員長

この場合、市長から発言の申し出がありますので、これを許したいと思います。

市長

それでは、委員会閉会に当たりまして一言ご挨拶申し上げる次第でございます。

山口委員長、荒木副委員長以下委員各位におかれましては、本委員会に付託させていただきました各議案につきまして精力的に審査、そしてご論議いただきまして、まことにありがとうございます。そして、ただいま可と決させていただきましたことにあわせてお礼申し上げる次第でございます。今後は、付議され

ましたご意見等に慎重に配慮しながら適正な予算執行に努めてまいりたいと思  
っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

本日はまことにありがとうございました。

委員長

それでは、閉会に当たりまして委員長挨拶をさせていただきます。

3日間慎重なご審議をいただきまして、まことにありがとうございます。また、  
説明員の方も適切な説明をいただいたことに感謝申し上げたいと思います。決  
まりましたものに鋭意努力をして遂行していただきたいと思います。また、  
委員の方に関しましては、できるだけ多くの情報を市民の皆さんに与えて  
いただきたいと思います。

ご協力いただきましてありがとうございました。

以上で第2予算審査特別委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉 会 14:29